

## 愛知自治体キャラバン「陳情項目」(国保分)

### 2. 国保の改善

#### ★(1) 保険料(税)の引き下げ

- ① 保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。
- ② 保険料(税)の基礎となる所得額の算定にあたって、ひとり親・寡婦・障害者控除の対象者、扶養家族がいる世帯に対して、独自控除を設けてください。

#### ★(2) 保険料(税)の減免制度

- ① 低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。
- ② 18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。
- ③ 収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

#### (3) 傷病手当金

- ① 傷病手当金制度を創設してください。

#### ★(4) 資格証明書・短期保険証・差押え

- ① 資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
- ② 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。
- ③ 滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

#### (5) 一部負担金の減免制度

- ① 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。
- ② 制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

#### (6) 被保険者に対する負担軽減

- ① 70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。
- ② 所得の未申告世帯に対し、所得の簡易申告書送付など所得の申告勧奨を実施してください。

## 愛知自治体キャラバン「アンケート項目」(国保分)

2. 国民健康保険 担当課( )電話( )FAX( )  
 メールアドレス( )

(1) 国保保険料(税)等について

① 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)と法定外繰入について

	区分	定義	2022年度	2033年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× ( )%	× ( )%
	資産割	固定資産税額	× ( )%	× ( )%
	均等割	加入者1人につき	円	円
	平等割	1世帯につき	円	円
1人当たり調定額(平均保険料)※予算額			円	円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			円	円
※2022年は予算・決算、2023年は予算			円	円

② モデルケース別の国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

No.	モデルケース	2022年度	2023年度
1	夫婦(40歳代)・子ども(中学生1・高校生1)の4人世帯、所得200万円(妻の年収0) (2割軽減世帯)	円	円
2	夫婦世帯(70歳代)、所得80万円(妻の年収0) (5割軽減世帯)	円	円
3	単身世帯(70歳代)、所得0円 (7割軽減世帯)	円	円
4	単身世帯(70歳代)、所得100万円 (軽減なし世帯)	円	円

(注) 資産割がある自治体の場合、資産税額は0円で算出してください。

③ 次年度繰越金・基金保有高

質問項目	2020年度末	2021年度末	2022年度末
第1号被保険者数 (A)	人	人	人
次年度決算繰越金 (B)	円	円	円
1人当たり繰越金 (B) / (A)	円	円	円
年度末準備基金保有高 (C)	円	円	円
1人当たり保有高 (C) / (A)	円	円	円
繰越金 + 基金保有高 (D)	円	円	円
1人当たり「繰越金 + 基金保有高」 (D) / (A)	円	円	円

④ 保険料(税)の基礎となる所得額の算定に当たって、ひとり親・寡婦・障害者控除の対象者、扶養家族がいる世帯等に対して

1) 独自控除を設けていますか。

( ) 設けている ( ) 設けていない ( ) 検討中

2) 独自控除を設けている場合は、独自控除内容をご記入ください。

--

(2) 保険料(税)の市町村独自の減免制度

① 市町村独自の低所得者減免 → 2022年4月以降の変更は ( )ある ( )ない

1) 低所得者減免を実施していますか。 ※生活保護受給期間の減免は除く  
( )ある ( )ない

2) 低所得者減免を実施している場合は、その要件と減免内容をご記入ください。

--

3) 低所得者減免を実施している場合、実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

4) 低所得者減免に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 ( )ある ( )ない

※一般会計から直接支給している場合も「ある」としてください。

② 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度(コロナ特例減免は除く)

→ 2022年4月以降の変更は ( )ある ( )ない

1) 収入減少を理由にした保険料(税)減免制度がありますか。

( )ある ( )ない

2) ある場合、2023年4月1日現在の内容をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

前年合計所得
当年合計所得見込額
当年合計所得見込額の減少要件割合
減免割合 所得割額の 最小( )割～最高( )割

3) ある場合、その実績をご記入ください。(コロナ特例減免は除く)

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

③ コロナ特例の収入減少を理由にした保険料(税)減免制度

コロナ特例減免の適用実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

④ 市町村独自の子どもの均等割などの減免(就学前までの5割減免は除く)

1) 子どもの均等割保険料(税)の減免制度がありますか。

( )ある ( )検討中 ( )ない

2) ある場合、2023年4月1日現在の内容をご記入ください。

--

3) ある場合、その実績をご記入ください。

質問項目	2021年度	2022年度
保険料減免件数	件	件
保険料減免の金額実績	円	円

(3) コロナ特例の傷病手当金の適用実績

質問項目	2021年度	2022年度
申請件数	件	件
決定件数	件	件
金額実績	円	円

(4)資格証明書・短期保険証・差押え

①国保被保険者数・世帯数・滞納世帯数・資格証明書交付世帯数・短期保険証交付世帯数

質問項目	2022年6月1日	2023年6月1日
被保険者数		
世帯数		
滞納世帯数		
資格証明書交付世帯数		
短期保険証交付世帯数		
留め置き世帯数(※1)		
未交付・未更新世帯数(※2)		

※1・2は、国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数で、※1は「交付した保険証・短期保険証の留め置き世帯数」、※2は「保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付・未更新世帯数」

②資格証明書（2023年6月1日現在）→ 2022年4月以降の変更は（ ）ある （ ）ない

1) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- ( ) 国の基準どおり実施している  
( ) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している  
( ) 高校生世代以下の子どもがいる世帯  
( ) 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯  
( ) 病弱者のいる世帯  
( ) 次の場合は、交付対象から除外している

--

2) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

--

③短期保険証

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数（2023年6月1日現在）

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1か月以内( )人 ・2か月( )人 ・3か月( )人 ・4か月( )人  
・5か月( )人 ・6か月( )人 ・1年( )人 ・その他( )

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。→2022年4月以降の変更は( )ある ( )ない

--

④保険料(税)滞納者への差押え等

1) 差押えの基準をご記入ください。→ 2022年4月以降の変更は（ ）ある （ ）ない

--

2) 以下の件数をご記入ください。

質問項目		2021年度	2022年度
予告通知書の発行 差押え	差押え世帯数		
	差押え件数合計		

	件数内訳	不動産		
		預貯金		
		生命保険(内学資保険)		
		その他		
競売による現金化				
徴収の猶予		申請件数		
		許可件数		
換価の猶予		申請件数		
		許可件数		
		職権件数		
滞納処分の停止		適用件数		
	件数内訳	無資力		
		生活保護		
		生活困窮		
		所在不明		
	その他			

(5) 一部負担減免制度

① 一部負担減免制度がありますか。

( )ある ( )検討中 ( )ない

② 相談・申請・適用の実績

質問項目	2021年度	2022年度
一部負担金の相談件数	件	件
一部負担金の申請件数	件	件
一部負担金減免の延べ件数	件	件
一部負担金減免の金額実績	円	円

(6) 被保険者に対する負担軽減

① 高額療養費の支給申請手続きの簡素化

1) 70～74歳 ( )簡素化済み( 年 月受診分から実施) ( )検討中 ( )予定ない

2) 70歳未満 ( )簡素化済み( 年 月受診分から実施) ( )検討中 ( )予定ない

② 所得未申告世帯に対する申告勧奨

1) 所得未申告世帯数 ( )世帯

2) 所得未申告世帯に対する申告勧奨の実施方法・内容と実施世帯数

--

(7) 国保運営協議会

① 運営協議会の公開 ( )公開している ( )公開していない

② 運営協議会議事録のホームページへの掲載 ( )掲載している ( )掲載していない

③ 運営協議会委員の被保険者枠は ( )人 そのうち、公募枠は ( )人



## マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書

国会で可決された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部を改正する法律」においては、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、従来の健康保険証を原則廃止するとともに、マイナンバーカードでオンライン資格確認を受けようとする者が、従来の健康保険証にありながら、マイナンバーカードでオンライン資格確認を受けようとする内容が盛り込まれていない状況にある者に対しては、被保険者本人等の申請に基づき、資格確認書を交付するという内容が盛り込まれました。

マイナンバーカードの健康保険証利用については、資格喪失後の健康保険証の使用や被保険者番号の誤記による過誤請求の事務処理負担（資格喪失や異動後の資格情報の照会、医療保険者間調整、本人への請求等の事務作業）が減少するという医療保険者及び保険医療機関等の事務負担軽減につながることも、本人の同意に基づき「特定健康結果情報」や「簡利情報」の閲覧を通じて、適正な医療を提供することにつながるという利便性（メリット）があると考えられています。

しかしながら、マイナンバーカードの健康保険証利用を支えるオンライン資格確認システムでは、情報集約システムからの連携において、資格適用日が健康保険証交付日となっていることや、被用者保険側の資格取得喪失手続きの遅れの結果、資格の空白期間や資格相違が生じている事象のほか、医療機関において、レセプトコンピュータの仕様により、オンライン資格確認システムでは正しい情報を提供しているにもかかわらず、レセプトコンピュータ上で正しい負担割合等を取付できない事象など改善を要する障害が発生していることに加え、マイナンバーカードの健康保険証利用にあたり本人の個人番号が登録され、他人の個人情報を開覧できる状況が生まれるなど、利便性を発揮する以前に解決すべき課題がいくつか見られるところがあります。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用の条件となる、全保険医療機関等におけるカードリーダーやオンライン資格確認システム等の導入についても、神奈川県では令和5年6月4日現在で70.4%に留まっており、またシステム上の導入が免除される保険医療機関等もあります。こうした中で、全被保険者がマイナンバーカードと健康保険証の一体化をしても、保険医療機関等で資格確認ができず、保険診療を受けることができない事態が生ずる可能性があります。

改正法では、保険診療を確実に受けようとする資格確認書を交付していますが、その具体的な交付手続きについては、本人申請を原則としながら、申請勧奨に当たらない場合、高齢者や乳幼児等の資格確認書の申請が困難と思われる者で、家族や施設職員等の代理申請が見込まない場合には、保険者の判断により職権で交付ができる仕組みとされており、保険者は、勧奨対象者抽出や申請勧奨など、全ての被保険者が保険診療を確実に受けようとするために、新たに業務が発生することになります。あわせて、被保険者にも毎年申請をするという新たな負担が生じることとなります。

また、資格適用適正化では、多くの国民健康保険組合で行っている健康保険証更新時の資格適用確認作業ができなくなり、有資格者の適用外れや無資格者の適用など事態が生じる可能性もあります。

特に、国民健康保険は国民健康保険制度を支える制度であり、他の公的医療保険等に属しない74歳までの者が加入し、75歳以上は原則、後期高齢者医療制度に加入します。マイナンバーカードと健康保険証の一体化を行っていない等の理由で、保険医療機関等において保険診療を受けることができない事態はあってはならないと考えます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う健康保険証の廃止にあたり、国民健康保険制度及び後

事務連絡  
令和5年6月20日

厚生労働省保険局国民健康保険課 御中

神奈川県医療局保健医療部医療保険課

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る要望書について（送付）

日頃から、市町村及び都道府県の行う国民健康保険事業の運営にあたりましては、財政支援や助言指導等をいただき、感謝申し上げます。

さて、神奈川県においては、国民健康保険事務及び後期高齢者医療制度事務における課題解決に向けた協議の場として、令和5年5月26日に、国民健康保険・後期高齢者医療制度主管課長等会議を開催しました。同会議の中で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望事項をとりまとめ、厚生労働省へ提出することについて全会一致で承認となったため、別添のとおり、要望書を送付いたします。

本要望書については、特に回答を求めものではありませんが、非常に重要な課題と考えさせていただきますので、今後の厚生労働省における事業展開において、参考としていただければ幸いです。

なお、要望内容は、後期高齢者医療制度にも関わるものであることから、関係所屬に御展開いただきますよう、お願いいたします。

問合せ先  
保険者指導グループ 岩田  
電話 (045) 210-1111 内線 4884  
電子メール ouhuku-kokuhoshi.dou@pref.kanagawa.lg.jp

期高齢者医療制度の円滑かつ安定的な運営の確保に向け、次の事項について、国において、速やかに対応いただきますようお願いいたします。

1 オンライン資格確認等システムにおける次の障害について、速やかに改善を図ること。また、障害に係る情報については、医療保険者及び医療機関等へ、速やかに情報提供すること。

- (1) 情報集約システムにおける資格適用日が健康保険証交付日となる事象
- (2) 医療機関のレセプトコンピュータにおいて誤った情報を取得する事象

2 医療保険者が異なる個人番号を登録しないよう、登録システムについて抜本的な見直しを行い、再発が生じないようにすること。

3 マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けられなかった状況にある者に対する「資格確認書」の交付については、医療保険者が申請勸奨によらずとも、交付対象者を抽出し、交付できる仕組みとするなど、被保険者が保険医療機関等において、切れ目なく、確実に保険診療を受けられるものとすることを基本に、医療保険者に新たな事務負担が生じないものとする。

4 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組みを進めるにあたっては、国民・被保険者、保険医療機関、医療保険者に新たな事務負担や混乱が生じないようにすること。

5 保険者におけるシステム改修による新たな負担や保険医療機関等において混乱が生じないよう、資格確認書の様式は、現行の健康保険証に準じたものとすること。

6 現行のマイナンバーコールセンターの拡充など、国において、オンライン資格確認等システムを含む、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る被保険者からの問合せに対応するコールセンターを開設すること。また、全国で統一的な回答を行うため、コールセンターにおいて使用するFAQを医療保険者と共有すること。

令和5年6月20日

厚生労働省保険局長 様

神奈川県国民健康保険・後期高齢者医療制度主管課課長等一同

横浜市、川崎市、相模原市、機須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市  
小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市  
伊勢原市、海老名市、茜谷市、南足柄市、綾瀬市  
葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町

開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村  
神奈川県医師会保組合、神奈川県歯科医師会保組合  
神奈川県食品衛生会保組合、神奈川県薬剤師会保組合  
神奈川県建設業保組合、神奈川県建設連合会保組合

神奈川県後期高齢者医療広域連合

神奈川県



# 高すぎる国民健康保険料をはじめ、国民健康保険制度の改善を求める要求・要望（案）

2021年 月 日  
中央社会保障推進協議会

地域住民の生活と福祉向上のために、日頃からのご尽力に敬意を表します。

国民健康保険(国保)は、戦後「国民皆保険」として、農林業、低所得労働者、無職者、高齢者、病人など社会的弱者を加入者とするセーフティネットとして再編されました。国保法第1条には「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」と記され、その運営のために国庫負担も投入されています。国保は、自助や相互扶助では決して支えることのできない人々の医療保障を図り、「受診する権利」「健康になる権利」等を保障するために「国民皆保険制度」の土台として整備されてきたものです。

2018年4月から市町村国保は県と市町村による共同運営となり、国は県及び市町村に公費を負担し、市町村は県に納付金を納め、県は市町村に保険給付に必要な額を交付する「都道府県単位化」が実施されました。県は市町村に標準保険料(税)率を提示し、地域の実情に応じて最終的には市町村が標準保険料(税)率を決定します。

現在、市町村国保の保険料(税)は、被用者保険の保険料よりも高額です。高すぎて払えない保険料(税)は、高齢者をはじめとして加入者のいのちや暮らしを脅かす問題となり、改善を求める切実な声が上がっています。一方で国保安定化基金はため込まれ、自治体の国保財政は黒字になっています。

現在、進行中のコロナ感染拡大の下で、国保料(税)減免や傷病手当の実施などの措置が取られましたが、安全・安心の生活や仕事の成り立ちからは残念ながら不十分な状況です。

新型コロナ感染の蔓延は、超高齢化の進む日本社会の維持において、社会保障制度全般の充実とともに、国民皆保険制度(保険証の無条件交付、保険証一枚で「いつでも、どこでも、だれでも」必要な医療が受けられる、全国一律の公的給付)を支える国民健康保険制度の役割の重要性が鮮明になりました。

コロナ後の社会において、とりわけ医療の拡大、充実が求められており、国民健康保険制度を改善していくことが求められています。

つきましては、国民健康保険に関わる要望について提出させていただき、各政党の政策運営に積極的な検討をいただくようお願いするものです。

(1) コロナ感染拡大の収束が見通せない下で、コロナ感染に関わる特例減免、傷病手当の措置等を国の責任で、感染収束まで継続してください。

①収入が減少した世帯の保険料減免制度を、傷病を限定しない恒常的な制度としてください。さらに、所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。

②コロナ特例減免の適用要件については、前年収入をコロナ以前の2019年または2020年より3割以上減少した場合としてください。

③新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。

また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

(2) 国保の国庫負担を医療給付の45%に戻し国民健康保険料（国民健康保険税を含む）を引き下げてください。

(3) 第二期国保運営方針について。

第二期運営方針の実施にあたっては、コロナ感染拡大による自治体の実状、加入者の生活実態等が考慮されないままに実行されており、次回の方針改定を第二期とすることで、実施延期を検討してください。

①保険料（税）について、「市町村ごとの設定が基本」とした原則を維持し、都道府県単位の保険料統一は実施しないでください。

②市町村の自治権を尊重し、法定外繰り入れ解消のための赤字解消年次計画を明記させるのではなく、法定外繰り入れを継続、充実させてください。

③保険者努力支援制度での繰り入れに対するマイナス評価は中止してください。

(4) 国保に関わる当面する要求課題について。

①保険料（税）の減免制度を実施・拡充してください。

②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象としないてください。

③資格証明書の発行は止めてください。

保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

④保険料（税）を払えない加入者の生活実態把握に努めてください。

むやみに短期保険証の発行や差押えなどの対応は行わず、滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

⑥制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(5) 地域住民の健康権、受療権を保障するために。

①自治体は、制裁措置を強めるのではなく、丁寧な生活・労働実態の把握に努め、対応するようにしてください。

そのために国は、自治体行政の在り方について、通知等を徹底してください

②地域住民と直接対応できる自治体職員を増員し、職員体制を充実させてください

③滞納・差押え処分のルールを徹底し、過酷な取り立てをやめさせてください。

各 自治体

御中

## コロナ禍の下で、高すぎる国民健康保険料を引き下げ、 国民健康保険制度の改善を求める要望書

年 月 日

中央社会保障推進協議会

地域住民の生活と福祉向上のために、日頃からのご尽力に敬意を表します。

国民健康保険(国保)は、戦後「国民皆保険」として、中小業者、農林業者、低所得労働者、無職者、高齢者など社会的弱者を加入者とするセーフティネットとして再編されました。国保法第1条には「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」と記され、その運営のために国庫負担も投入されています。国保は、自助や相互扶助では決して支えることのできない人々の医療保障を図り、「受診する権利」「健康になる権利」等を保障するために「国民皆保険制度」の土台として整備されてきたものです。

2018年4月から市町村国保は県と市町村による共同運営となり、国は県及び市町村に公費を負担し、市町村は県に納付金を納め、県は市町村に保険給付に必要な額を交付する「都道府県単位化」が実施されました。県は市町村に標準保険料(税)率を提示し、地域の実情に応じて最終的には市町村が標準保険料(税)率を決定します。

現在、市町村国保の保険料(税)は、被用者保険の保険料よりも高額です。高すぎて払えない保険料(税)は、高齢者をはじめとして加入者のいのちや暮らしを脅かす問題となり、改善を求める切実な声が上がっています。一方で国保安定化基金はため込まれ、自治体の国保財政は黒字になっています。

新型コロナ感染の蔓延は、超高齢化の進む日本社会の維持において、社会保障制度全般の充実とともに、国民皆保険制度(保険証の無条件交付、保険証一枚で「いつでも、どこでも、だれでも」必要な医療が受けられる、全国一律の公的給付)を支える国民健康保険制度の役割の重要性が鮮明になりました。

コロナ後の社会において、とりわけ医療の拡大、充実が求められており、国民健康保険制度を改善していくことが求められています。

つきましては、国民健康保険に関わる要望について提出し、ご回答をよろしく申し上げます。

(1) 全国知事会が国保財政に1兆円の補填するよう求めています。国庫負担の増額について、国庫負担を医療給付費の45%に戻し、国保料(税)を引き下げるよう国に要請してください。

(2) 第2期国保運営方針について

第2期運営方針は、コロナ感染拡大による自治体の実情、加入者の生活実態等が考慮されないままに実行されており、コロナ感染下での実態を踏まえた対応をしてください。

① 国保料(税)について、都道府県単位の保険料統一は実施せず、「市町村ごとの設定が基本」とした原則を維持するようにしてください。

- ② 市町村の自治権を尊重し、法定外繰り入れ解消のための赤字解消年次計画推進ではなく、法定外繰り入れを継続、充実させるようにしてください。

### (3) 国保に関わる当面する要求課題について

- ① 18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。
- ② 資格証明書の発行はやめてください。
- ③ 保険料（税）を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
- ④ 医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。
- ⑤ 保険料（税）の減免制度を拡充してください。
- ⑥ 保険料（税）を払えない加入者の生活実態把握に努めてください。むやみに短期保険証の発行や差押えなどの対応は行わず、滞納者への差押えについて法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。
- ⑦ 一部負担金の減免制度については、収入要件を緩和するなど活用できる基準にしてください。
- ⑧ すべての加入者を対象にした傷病手当金、出産手当金を法定給付としてください。
- ⑨ 国庫負担金等を削減する減額調整（ペナルティ）措置を廃止してください。
- ⑩ 「ポスター」や「国保のしおり」、ホームページ等の広報において、「国民健康保険」は「社会保障制度」であり「皆保険制度の土台であること」そして、国と自治体に財政責任があることを明記してください。

### (4) 地域住民の健康権、受療権を保障するために

- ① 地域住民に直接対応する国保担当職員を増員してください。  
正規の職員体制を充実させてください。
- ② 滞納・差押え処分にあたっては、基本的人権を尊重する「納税緩和措置」を徹底し、過酷な取り立てをやめさせてください。

<連絡先>

## 報告用紙

◆国保改善運動学習交流集会の報告内容について簡潔にお書きください。

組織名	神奈川県市町村国保 2022 年度調査の特徴
氏名	ふりがな ねもと たかし
	根本 隆
発言 概要	① 神奈川県市町村国保 2022 年度調査の特徴 ② 神奈川県市町村国保 2023 年度保険料の特徴、調査一覧 ③ 2023 年秋 市町村国保課との懇談の推進

提出先：[k25@shahokyo.jp](mailto:k25@shahokyo.jp)

## 23. 7. 16 中央社保協 国保改善運動学習交流集会

神奈川県社保協報告（資料）

### （1）神奈川県各市町村国保 2022 年度調査の特徴

#### ①短期証・資格証の交付停止がすすめられている

資格証を交付していない市町村は 16 市町村で、昨年より 12 市町村から増加した。短期証を交付しない自治体も、横浜市に続いて一昨年平塚市、昨年より小田原市、今年度より茅ヶ崎市と清川村も発行せず、短期証発行ゼロは 5 自治体となった。短期証・資格証を交付しない自治体の増加傾向は大きな前進と評価できる。短期証の世帯交付率の平均は 1.06%と昨年より 1.36%から大きく減少したが、資格証の世帯交付率の平均は 0.35%と昨年より 0.28%より上昇した。川崎市が 1.94%、寒川町が 1.31%と押し上げており、医療の受療権の確保という視点からの自治体への働きかけが必要。

#### ②市町村の保険料（税）の引き下げ、据え置き努力が見える

2022 年度より法律改正により、子どもの均等割について、未就学児まで半額となった。2019 年度より中井町が均等割を第 3 子から全額減免、2020 年度より大井町と清川村が子どもの均等割の全額減免（双方とも 18 歳以下まで）、2021 年度より箱根町が均等割の第 3 子から全額減免、2022 年度より相模原市が 18 歳まで子供の均等割の半額減免をスタートした（横浜市と川崎市が、子どもの人数に応じて所得割の減免を実施）。市町村ごとの減免措置の拡大がすすめられ、市町村の保険料の引き下げ、据え置き努力がはかられている。

### （2）神奈川県各市町村国保、2023 年度の保険料率等の調査（23. 4 実施）を集計

#### ①「保険料率」を世帯モデルケースにあてはめて「保険料」試算をしたところ、

- 引き上げ 13 自治体（横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、葉山町、箱根町、湯河原町、愛川町）
- 据え置き 17 自治体（小田原市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町）
- 一部引き下げ 2 自治体（逗子市、清川村）。
- 引き下げ 1 自治体（寒川町）

#### ②「法定外繰り入れ」は、33 自治体中 19 自治体で実施し、10 自治体（藤沢市、相模原市、厚木市、伊勢原市、海老名市、葉山町、綾瀬市、中井町、愛川町）で増額している。

### （3）2023 年秋 市町村国保課との懇談の推進

<期 間>8 月下旬、9 月下旬から 10 月

<要 請 書>別紙（自治体の状況で加筆・修正する）

<段 取 り>8 月下旬懇談は 7 月中に、9 月下旬以降は 8 月下旬に懇談日程を取り付ける。

<体 制>地域社保協で懇談設定／地域社保協がないところ、広域地域社保協区域は県社保協事務局及び医療保険改善委員会の委員で分担。

<懇談時間>1 日フルの場合、10:00～11:00 13:00～14:00 15:00～16:00

<参加促進>懇談日程が決まったら、できるだけ多くの地元の方に参加してもらうため、地元の各団体に働きかける。

# 2023年秋 市町村国保課との懇談に向けた要請書（ひな型案）

年 月 日

〇〇〇市（町、村）国保課 御中

〇〇〇〇社会保障推進協議会  
代表委員 〇〇 〇〇

日頃より、住民の暮らしと福祉の向上に向けた行政を推進されておられるみなさまに、心より敬意を表します。また、神奈川県社会保障推進協議会の市町村国保調査ならびに市町村国保料調査へのご協力に感謝を申し上げます。

2024年度は、国民健康保険の運営方針の改定年です。運営方針の策定と来年度の保険料（税）算定に向けてのお話をお聞きしたく要請します。あわせて、新型コロナウイルスの2類から5類への引き下げ、2024年秋に「健康保険証廃止」しマイナ保険証に切り替える法案が国会で成立したことなどが、今後の国保運営にどのような影響が生じるのかについてもお聞きしたいと考えています。

つきましては、市町村国保に関しての新たな運営方針の策定、来年度に向けた取り組みについて、懇談させていただきたく、以下を要請します。

## 1. 新型コロナウイルスの5類への変更に関して

5月8日、新型コロナウイルスの2類から5類に引き下げられました。2類では、新型コロナウイルスの検査、治療にかかわる費用に対して、診療報酬に公費が投入されました。しかし5類では、基本的に公費の投入はなく、インフルエンザなどと同じ扱いとなります。市町村国保でも、新型コロナウイルス罹患による減免、傷病手当金制度が終了しました。新型コロナウイルスの2類から5類への引き下げによって、市町村国保の運営、会計、保険料（税）に対する影響について教えてください。

## 2. 健康保険証の廃止に関して

2024年秋に「健康保険証廃止」し、マイナ保険証に切り替える法案が国会で成立しました。6月20日付で、神奈川県・市町村、国保組合、後期高齢者医療広域連合の連名で、厚労省に対し「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書」が提出されました。私たちはその内容を大いに歓迎するのですが、被保険者全員に送付するのは「資格確認書」ではなく、現行の健康保険証とすることを要請します。

## 3. 保険料（税）引き下げ・減免について

- (1) 保険料（税）は、低所得者ほど所得に占める負担が重たい構造となっており、応益負担部分（均等割・平等割）を減少し、応能負担部分（所得割）の比率を高めてください。
- (2) 応益負担部分（均等割・平等割）の減免、とくに子どもの均等割減免をすすめてください。（神奈川県内の7市町村で子どもの均等割減免が実施されています）。
- (3) 保険料（税）軽減のための一般会計からの法定外繰入の水準維持・増額をはかってください。また、国保特別会計基金の活用による保険料の減額措置をすすめてください。
- (4) 国に対して、国庫負担の大幅増額を要望してください。保険者努力支援制度での「市町村の法定外一般会計繰入金」に対するマイナス査定をやめるよう要望してください。

## 4. 資格証・短期証の発行、保険料（税）の滞納取り立てについて

- (1) 神奈川県内では、16の市町村が被保険者資格証明書を発行せず、そのうち5自治体では短期被保険者証も発行しないで通常証のみでの取り扱いとなっています。資格証も短期証も発行せず、通常証のみの発行となるよう要請します。
- (2) 国保料（税）の滞納者に対して、過度な取り立てをしないようにしてください。当事者の実情に配慮し、分納とするなど、人権と生活を保障する立場で対応してください。

以上

<2023年度市町村国保・保険料調査等集計表>

1. 2023年度市町村国保保険料(税)率

(2022年) = 県社協市町村国保調査による

	2023年										2022年																							
	医療分					後期高齢者医療支援分					介護分					医療分					支援分					介護分								
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
1	横浜市	7.85%		36,640		2.45%		11,580		3.00%		15,490					7.51%		35,120		2.26%		10,800								2.90%		14,980	
2	川崎市	7.01%		37,751		2.69%		14,267		2.47%		15,531					6.78%		36,078		2.40%		12,379								2.57%		15,514	
3	横浜質市	6.61%		18,870		2.68%		7,500		2.83%		8,450					6.05%		18,590		2.37%		7,050								2.37%		8,000	
4	平塚市	6.96%		28,270		2.82%		10,920		2.90%		11,740					6.69%		25,400		2.77%		10,190								2.94%		12,010	
5	鎌倉市	6.97%		25,530		3.20%		11,130		2.99%		9,990					6.10%		24,930		2.52%		9,180								2.53%		9,360	
6	藤沢市	6.19%		26,880		2.65%		11,040		2.55%		12,480					5.95%		24,240		2.53%		9,960								2.41%		11,880	
7	小田原市	6.78%		23,442		2.71%		8,756		2.64%		9,876					6.78%		23,442		2.71%		8,756								2.64%		9,876	
8	茅ヶ崎市	6.77%		21,000		2.95%		8,800		2.79%		9,600					6.07%		19,800		2.53%		7,900								2.55%		9,500	
9	逗子市	5.56%		25,200		2.15%		9,400		2.24%		10,700					5.57%		21,700		2.65%		9,400								2.13%		8,800	
10	相模原市	6.05%		25,500		2.30%		10,000		2.15%		9,500					6.05%		25,500		2.30%		10,000								2.15%		9,500	
11	三浦市	6.47%		27,600		2.70%		15,600		2.29%		16,300					6.25%		27,900		2.54%		14,000								2.40%		16,300	
12	秦野市	6.40%		22,200		2.51%		8,200		2.53%		9,400					6.40%		22,200		2.51%		8,200								2.53%		9,400	
13	厚木市	6.05%		23,696		2.11%		8,282		2.14%		9,777					5.79%		23,372		2.06%		8,175								2.08%		9,795	
14	大和市	5.95%		19,200		2.20%		7,200		1.30%		7,200					5.95%		19,200		2.20%		7,200								1.30%		7,200	
15	伊勢原市	5.32%		21,000		2.20%		7,800		1.94%		7,500					5.32%		21,000		2.20%		7,800								1.94%		7,500	
16	海老名市	5.50%		23,700		2.20%		9,500		2.10%		10,800					5.50%		23,700		2.20%		9,500								2.10%		10,800	
17	座間市	6.10%		24,400		2.30%		8,400		2.10%		10,100					6.10%		24,400		2.30%		8,400								2.10%		10,100	
18	南足柄市	5.82%		25,310		2.15%		9,740		1.83%		13,230					5.82%		25,310		2.15%		9,740								1.83%		13,230	
19	葉山町	5.37%		21,600		2.64%		9,900		2.75%		11,900					4.75%		19,950		2.30%		9,100								2.00%		10,300	
20	寒川町	4.80%		20,900		2.60%		10,700		2.20%		10,700					4.90%		20,900		2.60%		10,300								2.40%		11,000	
21	綾瀬市	5.95%		18,800		2.30%		6,800		2.10%		6,000					5.95%		18,800		2.30%		6,800								2.10%		6,000	
22	大磯町	6.20%		24,500		2.80%		13,000		2.30%		12,000					6.20%		24,500		2.80%		13,000								2.30%		12,000	
23	二宮町	6.25%		25,600		2.10%		9,400		2.00%		17,000					6.25%		25,600		2.10%		9,400								2.00%		17,000	
24	中井町	5.82%		25,000		1.39%		6,600		1.74%		9,100					5.82%		25,000		1.39%		6,600								1.74%		9,100	
25	大井町	3.03%		18,000		2.04%		7,500		1.51%		7,500					3.03%		18,000		2.04%		7,500								1.51%		7,500	
26	松田町	5.65%		27,500		2.50%		10,000		1.99%		11,000					5.65%		27,500		2.50%		10,000								1.99%		11,000	
27	山北町	5.20%		23,000		1.20%		8,200		1.30%		4,200					5.20%		23,000		1.20%		8,200								1.30%		4,200	
28	開成町	6.28%		27,200		2.40%		10,200		1.99%		11,000					6.28%		27,200		2.40%		10,200								1.99%		11,000	
29	箱根町	5.90%		19,570		1.85%		6,140		1.96%		7,960					5.19%		18,820		1.58%		5,720								1.71%		7,780	
30	真鶴町	6.12%		29,180		1.77%		8,710		2.52%		12,640					6.12%		29,180		1.77%		8,710								2.52%		12,640	
31	湯河原町	5.93%		21,800		2.31%		8,600		1.56%		7,400					5.50%		21,800		2.17%		8,600								1.41%		7,400	
32	愛川町	6.54%		22,000		2.62%		8,600		2.10%		8,800					6.28%		20,400		2.12%		6,600								1.65%		7,000	
33	清川村	4.94%		22,730		1.42%		6,630		2.67%		9,930					5.23%		22,520		1.53%		6,580								2.10%		9,330	
単純平均	6.01%		24,351		2.33%		9,367		4.60%		10,448					5.85%		23,789		2.24%		8,962							2.13%		10,212		6.06%	



(1) 2023年度【45歳未満世帯】の県徴料(税)

(負担率) = 世帯所得に対する県徴料(税) / 負担率

(基礎控除額) = 43万円を計算

(標準税率) = 5万円として設定

(2022年) = 株式会社協町町国保調査による

(2023年度標準課税限度額)

医療分65万円・支障分22万円・介護分17万円を設定

Table with columns for 2023年 and 2022年, and sub-columns for 医療分, 支障分, 介護分, 負担率, and 前年度比. Rows list municipalities from 1 to 33, including an average row.

(2) 2023年度【2人世帯(親1人・子1人)】の保険料(税)  
(負担率) = 世帯所得に対する保険料(税) 負担率

2023年	【2人世帯所得100万円】				【2人世帯所得200万円】				【2人世帯所得400万円】				【2人世帯所得600万円】				【2人世帯所得800万円】						
	世帯別	支部分	負担率	前年度比	世帯別	支部分	負担率	前年度比	世帯別	支部分	負担率	前年度比	世帯別	支部分	負担率	前年度比	世帯別	支部分	負担率	前年度比			
1	横浜市	95,480	17,440	14,345	87,885	8.7%	83,618	4,267	13,322	176,628	53,540	32.0%	276,850	13,844	263,528	542,850	13.4%	770,328	35,882	806,160	13.4%	770,328	35,882
2	川崎市	54,575	20,720	13,984	88,992	6.0%	84,414	4,578	12,347	162,428	61,830	46.1%	270,475	13,524	256,128	513,375	12.8%	493,128	20,747	757,275	12.6%	728,128	29,147
3	横浜原市	71,067	26,530	25,126	124,724	12.4%	115,688	9,036	23,831	170,539	68,536	40.2%	301,564	15,088	277,733	543,864	13.6%	494,533	50,431	780,749	13.0%	709,333	71,410
4	平塚市	77,207	30,574	25,370	133,151	13.3%	127,115	6,036	13,276	184,344	73,274	40.3%	320,826	16,044	307,550	574,426	14.3%	555,550	18,876	818,816	13.6%	791,702	27,114
5	鎌倉市	73,299	29,430	24,669	130,422	13.0%	115,470	14,952	38,547	178,598	78,620	44.0%	312,432	15,874	278,885	580,832	14.5%	501,885	78,747	831,989	13.7%	724,985	107,104
6	藤沢市	70,863	29,686	23,776	124,323	12.4%	116,853	7,470	17,090	182,142	72,765	40.5%	325,823	13,144	498,333	525,823	13.1%	498,333	27,090	753,223	12.5%	716,133	37,090
7	小田原市	71,707	27,668	22,928	122,293	12.2%	122,293	0	0	308,168	121,168	39.3%	539,344	13,488	539,344	781,944	13.0%	781,944	0	831,989	13.0%	781,944	0
8	茅ヶ崎市	72,789	31,115	26,203	129,107	12.9%	118,205	10,902	10,902	174,688	74,915	43.0%	312,007	15,600	284,355	562,207	14.0%	507,355	54,852	808,404	13.4%	730,355	78,049
9	逗子市	66,592	25,305	21,218	113,115	11.3%	109,245	3,870	6,020	157,098	59,835	38.1%	269,015	13,458	269,995	468,015	11.7%	469,995	-1,980	667,015	11.2%	676,995	-9,980
10	相模原市	62,110	23,610	20,005	105,725	10.5%	105,725	0	0	271,225	103,110	38.0%	466,000	11,674	466,000	676,000	11.2%	676,000	0	849,547	10.6%	852,049	-2,502
11	三浦市	74,429	30,990	22,303	127,722	12.7%	122,633	5,089	11,339	306,078	127,906	41.8%	533,922	13,354	517,183	763,122	12.7%	740,983	22,139	954,879	11.9%	914,225	40,654
12	秦野市	68,630	26,107	21,921	116,658	11.6%	116,658	0	0	292,736	113,207	38.7%	511,308	12,788	511,308	740,108	12.3%	740,108	0	932,387	11.6%	918,780	13,607
13	厚木市	69,415	24,235	20,556	114,106	11.4%	111,532	2,574	6,738	194,844	57,543	29.5%	272,501	13,633	265,763	684,501	11.4%	662,963	21,538	881,987	11.0%	857,562	24,425
14	大和市	63,015	23,640	13,410	100,065	10.0%	100,065	0	0	270,616	100,740	37.2%	429,765	10,744	429,765	618,765	10.3%	618,765	0	807,765	10.0%	807,765	0
15	伊勢原市	61,224	24,690	18,088	104,822	10.4%	104,822	0	0	262,724	102,846	39.2%	439,522	10,949	439,522	628,722	10.4%	628,722	0	817,922	10.2%	817,922	0
16	海老名市	64,350	25,840	20,370	110,560	11.0%	110,560	0	0	262,350	105,146	40.1%	459,260	11,483	459,260	655,260	10.9%	655,260	0	845,490	10.5%	845,490	0
17	座間市	68,370	24,910	20,370	113,450	11.3%	113,450	0	0	284,970	105,710	37.1%	482,050	12,058	482,050	692,050	10.5%	692,050	0	896,680	11.2%	896,680	0
18	南足柄市	72,754	27,470	21,366	121,610	12.1%	121,610	0	0	268,934	107,165	40.2%	481,360	12,023	481,360	677,360	11.2%	677,360	0	873,360	10.9%	873,360	0
19	葉山町	61,359	28,998	25,225	115,582	11.5%	101,335	14,247	35,847	165,809	69,348	42.4%	277,432	13,874	241,565	705,557	11.7%	603,585	101,972	858,009	10.2%	784,585	73,424
20	寒川町	57,760	30,420	21,540	109,720	10.9%	111,330	-1,610	-4,510	138,188	72,020	52.1%	452,720	11,324	463,220	644,720	10.7%	661,230	-16,510	814,160	10.1%	802,230	11,930
21	綾瀬市	62,319	23,510	17,970	103,795	10.3%	103,795	0	0	269,215	102,918	38.2%	459,095	11,483	459,095	666,095	11.1%	666,095	0	872,125	10.9%	872,125	0
22	大磯町	70,340	28,960	18,100	118,410	11.8%	118,410	0	0	291,346	125,968	43.2%	511,410	12,706	511,410	737,410	12.2%	737,410	0	929,340	11.6%	909,340	20,000
23	二宮町	74,235	25,270	19,900	119,495	11.9%	119,495	0	0	300,225	101,538	33.8%	490,495	12,206	490,495	697,495	11.6%	697,495	0	904,495	11.3%	904,495	0
24	中井町	70,674	17,529	17,988	106,165	10.6%	106,165	0	0	282,774	88,823	31.4%	429,815	10,754	429,815	608,815	10.5%	608,815	0	787,815	9.5%	787,815	0
25	大井町	31,148	17,378	13,857	62,381	6.2%	62,381	0	0	75,327	43,528	57.8%	284,656	7,124	284,656	416,256	6.9%	416,256	0	547,856	6.5%	547,856	0
26	松田町	73,105	27,685	20,745	121,533	12.1%	121,533	0	0	303,305	118,130	39.0%	489,468	12,244	489,468	692,268	11.5%	692,268	0	895,068	11.9%	878,948	16,120
27	山北町	88,890	30,340	14,810	123,740	12.3%	123,740	0	0	288,908	67,540	23.4%	414,340	9,477	414,340	568,340	9.4%	568,340	0	722,340	9.3%	722,340	0
28	開成町	71,361	27,280	19,285	117,969	11.8%	117,969	0	0	295,395	112,880	38.5%	495,219	11,814	495,219	708,519	11.8%	708,519	0	913,139	11.5%	913,139	8,880
29	箱根町	63,840	20,025	18,812	102,677	10.2%	94,046	8,631	22,551	271,065	85,005	31.4%	394,156	10,452	563,750	635,007	10.5%	563,750	71,751	829,707	10.3%	733,356	96,351
30	真鶴町	76,119	22,389	23,864	122,372	12.2%	122,372	0	0	300,957	87,789	29.2%	497,707	12,444	497,707	705,907	11.7%	705,907	0	874,343	10.9%	874,343	0
31	湯河原町	63,751	24,907	14,742	103,460	10.3%	99,356	4,104	11,304	271,007	87,392	32.1%	445,060	11,134	445,060	600,960	10.6%	600,960	40,104	837,060	10.4%	782,556	54,504
32	愛川町	70,078	27,734	19,826	117,632	11.7%	107,085	10,547	26,297	289,070	119,514	41.3%	508,822	12,724	495,385	734,022	12.2%	659,385	74,687	950,678	11.8%	860,385	90,293
33	清川村	44,848	12,964	21,824	79,636	7.9%	78,282	1,354	3,439	209,732	88,464	42.2%	378,701	9,474	371,862	559,301	9.3%	549,062	10,239	694,572	8.6%	724,772	-30,200
単純平均		66,807	25,164	20,147	111,918	11.1%	107,617	3,214	8,033	300,235	107,468	35.8%	482,822	12,065	470,896	663,799	11.5%	663,799	21,264	877,788	10.9%	822,012	25,492

(2022年) = 県社会協同市町村重保調査による  
(資産税額) = 5万円として設定  
(2023年度) = 世帯所得17万円を想定  
医療分65万円・支拂分22万円・介護分17万円を想定

(2023年度) = 世帯所得100万円  
(基礎控除額) = 43万円を計算

(2023年度) = 世帯所得100万円  
(基礎控除額) = 43万円を計算

(2023年度 税額限度度) 医療分65万円・支拂分22万円・介護分17万円を設定

2023年	【2人世帯所得100万円】				【2人世帯所得200万円】				【2人世帯所得400万円】				【2人世帯所得600万円】				【2人世帯所得800万円】			
	医療分	支拂分	介護分	負担率	2022年	前年度比	2022年	前年度比	2022年	前年度比	2022年	前年度比	2022年	前年度比	2022年	前年度比	2022年	前年度比	2022年	前年度比
1 横滨市	81,363	25,540	32,990	139,520(13.95%)	82,919	6,601	16,911	28,511	303,525	159,625	150,000	840,150(14.00%)	805,929	34,521	650,000	208,625	70,000	1,028,625(12.86%)	1,001,029	27,596
2 川崎市	77,260	29,000	28,610	136,918(13.69%)	130,946	5,972	13,750	22,150	325,795	173,267	159,241	560,567(14.24%)	547,417	34,727	405,659	250,000	70,000	996,159(12.45%)	965,402	40,757
3 横浜原市	71,067	28,537	28,351	128,949(12.89%)	119,668	9,281	24,281	50,681	302,705	174,267	127,471	552,414(13.81%)	501,533	63,410	434,967	250,000	70,000	957,157(11.96%)	894,175	62,982
4 平塚市	77,207	30,574	31,240	139,021(13.90%)	133,120	5,901	13,006	18,606	333,542	179,674	125,960	586,166(14.65%)	567,500	27,114	402,742	250,000	70,000	991,942(12.40%)	944,073	47,869
5 鎌倉市	73,299	32,430	28,688	135,417(13.54%)	120,150	15,267	39,177	79,377	315,969	182,420	125,000	590,622(14.77%)	511,245	97,744	430,769	250,000	70,000	984,769(12.31%)	897,410	87,359
6 藤沢市	70,863	29,688	30,015	130,563(13.06%)	122,793	7,770	17,690	27,690	292,142	122,765	121,960	537,903(13.45%)	510,213	34,695	415,942	174,760	150,000	762,708(12.71%)	728,013	34,695
7 小田原市	71,707	27,658	27,986	127,231(12.72%)	127,231	0	0	0	308,168	171,469	119,885	540,220(13.73%)	540,220	0	443,788	175,399	150,000	789,137(13.15%)	789,137	0
8 茅ヶ崎市	72,789	31,118	30,003	133,907(13.39%)	122,955	10,952	27,752	54,852	310,689	134,915	127,800	571,807(14.30%)	516,855	68,549	445,689	192,918	150,000	808,404(13.47%)	739,655	68,549
9 逗子市	66,892	25,300	26,588	118,465(11.85%)	113,645	4,820	7,920	-80	288,292	102,650	107,546	478,715(11.97%)	470,795	-80	379,622	145,658	152,386	677,715(11.30%)	685,795	-8,080
10 相模原市	68,463	26,110	24,765	119,350(11.94%)	119,350	0	0	0	283,980	108,110	101,700	493,850(12.35%)	493,850	0	404,980	154,110	144,790	703,850(11.72%)	703,850	0
11 三浦市	74,429	30,990	30,453	135,872(13.59%)	130,783	5,089	11,339	16,739	306,079	127,990	116,550	550,222(13.76%)	533,483	16,739	435,079	181,996	162,382	779,422(12.99%)	757,283	22,139
12 秦野市	68,600	26,107	26,621	121,358(12.14%)	121,358	0	0	0	292,788	113,207	114,721	520,708(13.02%)	520,708	0	400,780	163,407	165,301	749,508(12.49%)	749,508	0
13 厚木市	69,415	24,238	25,345	118,994(11.90%)	116,415	2,580	6,760	14,150	286,544	99,743	105,619	488,278(12.21%)	474,128	14,150	406,844	141,943	145,491	694,278(11.57%)	672,728	21,550
14 大和市	63,053	23,640	17,010	103,665(10.37%)	103,665	0	0	0	270,615	100,740	65,610	438,965(10.92%)	438,965	0	389,615	144,740	91,610	625,965(10.43%)	625,965	0
15 伊勢原市	61,724	24,690	22,198	108,572(10.86%)	108,572	0	0	0	282,726	102,840	91,458	447,022(11.18%)	447,022	0	359,124	146,840	130,258	636,222(10.60%)	636,222	0
16 海老名市	64,500	25,840	25,770	115,960(11.60%)	115,960	0	0	0	282,206	105,140	105,570	470,060(11.75%)	470,060	0	372,200	149,140	143,350	666,060(11.10%)	666,060	0
17 澁谷市	68,270	24,910	25,220	118,500(11.85%)	118,500	0	0	0	284,076	105,710	101,470	492,150(12.30%)	492,150	0	406,970	151,710	143,410	702,150(11.70%)	702,150	0
18 南足柄市	72,754	27,470	28,001	128,225(12.82%)	128,225	0	0	0	286,934	107,185	105,471	494,590(12.36%)	494,590	0	403,234	150,165	131,071	690,590(11.51%)	690,590	0
19 瀬山町	61,850	28,998	31,175	121,532(12.15%)	106,485	15,047	37,447	71,647	283,209	122,148	129,175	504,532(12.61%)	432,885	71,647	300,609	174,944	150,000	705,557(11.76%)	613,885	91,672
20 寒川町	57,760	30,420	28,890	115,070(11.51%)	116,830	-1,760	-4,810	-10,810	232,165	134,000	107,240	463,420(11.59%)	474,200	-10,810	328,160	176,000	151,240	655,420(10.92%)	672,230	-16,810
21 緑園市	62,315	23,510	20,970	106,795(10.68%)	106,795	0	0	0	289,215	102,910	92,970	465,095(11.63%)	465,095	0	388,215	148,910	134,970	672,095(11.20%)	672,095	0
22 大磯町	70,360	28,960	25,110	124,410(12.44%)	124,410	0	0	0	291,346	122,960	108,110	523,410(13.09%)	523,410	0	415,340	181,960	152,110	749,410(12.49%)	749,410	0
23 二宮町	74,265	25,270	28,400	127,995(12.80%)	127,995	0	0	0	300,525	100,570	105,400	507,495(12.69%)	507,495	0	435,525	143,570	146,400	714,495(11.91%)	714,495	0
24 中井町	70,674	17,520	22,518	110,715(11.07%)	110,715	0	0	0	282,774	88,823	87,318	438,915(10.97%)	438,915	0	399,174	86,823	122,118	617,915(10.30%)	617,915	0
25 大井町	40,146	21,129	17,607	78,881(7.89%)	78,881	0	0	0	153,921	91,828	71,907	317,656(7.94%)	317,656	0	214,521	132,628	102,107	449,256(7.49%)	449,256	0
26 松田町	73,055	27,688	26,243	127,033(12.70%)	127,033	0	0	0	283,506	116,120	100,840	500,468(12.51%)	500,468	0	398,506	166,120	140,643	703,268(11.72%)	703,268	0
27 山北町	88,890	30,340	16,910	125,840(12.58%)	125,840	0	0	0	288,006	87,490	62,910	418,540(10.46%)	418,540	0	392,006	91,540	88,910	572,540(9.54%)	572,540	0
28 期成町	71,386	27,280	24,783	123,469(12.35%)	123,469	0	0	0	295,396	122,880	97,943	506,219(12.66%)	506,219	0	400,996	160,880	137,743	719,619(11.99%)	719,619	0
29 権原町	63,890	20,025	22,792	106,657(10.67%)	97,936	8,721	22,731	47,331	271,066	85,005	83,212	449,267(11.23%)	401,936	47,331	389,006	122,000	132,412	643,467(10.72%)	571,536	71,931
30 真鶴町	76,119	22,389	30,184	128,692(12.87%)	128,692	0	0	0	300,664	87,899	127,604	510,347(12.76%)	510,347	0	433,564	132,188	150,000	716,543(11.94%)	716,543	0
31 湯河原町	63,761	24,967	18,442	107,160(10.72%)	103,056	4,104	11,304	25,704	271,601	108,007	74,792	452,460(11.31%)	426,756	25,704	390,201	152,207	108,992	648,460(10.81%)	608,356	40,104
32 粟川町	70,078	27,734	24,220	122,032(12.20%)	110,585	11,447	28,097	52,297	289,026	119,134	99,470	517,682(12.94%)	465,385	52,297	429,578	171,544	141,470	742,882(12.38%)	666,385	76,497
33 清川村	56,213	16,279	26,789	99,281(9.93%)	97,497	1,784	4,299	7,699	232,468	67,064	116,490	417,991(10.45%)	410,292	7,699	331,266	85,464	150,000	596,732(9.95%)	587,492	9,240
単年平均	68,903	25,968	25,918	120,789(12.08%)	117,348	3,442	8,383	15,359	283,288	108,000	100,890	497,757(12.44%)	482,398	15,359	403,394	155,112	146,690	705,404(11.76%)	685,131	20,273

(2022年) = 県社会福祉司町村保調による (資産税額) = 5万円として設定

(2023年度【2人世帯(45歳未満)】の保険料(税) (負担率) = 世帯所得に対する保険料(税)負担率 (基礎控除額) = 43万円を計算

(2023年度【2人世帯(45歳未満)】の保険料(税) (負担率) = 世帯所得に対する保険料(税)負担率 (基礎控除額) = 43万円を計算

(4) 2023年度【3人世帯(45歳夫婦・子ども10歳)】の保険料(税)  
(基礎控除額) = 世帯所得に対する保険料(税) 負担率  
(負担率) = 世帯所得に対する保険料(税) ÷ 43万円を計算  
(3人世帯所得100万円)  
(2022年) = 世帯所得100万円として設定  
(資産税額) = 5万円として設定  
(3人世帯所得400万円)  
(2022年) = 世帯所得400万円として設定  
(2022年) = 県社会福祉事務所調査による  
(2022年) = 県社会福祉事務所調査による  
(2022年) = 県社会福祉事務所調査による  
(2022年) = 県社会福祉事務所調査による

2023年	【3人世帯所得100万円】				【3人世帯所得400万円】				【3人世帯所得600万円】				【3人世帯所得800万円】			
	世帯別	支部分	負担率	前年度比	世帯別	支部分	負担率	前年度比	世帯別	支部分	負担率	前年度比	世帯別	支部分	負担率	前年度比
1	横浜市	73,800	23,250	21.97%	113,968	5,772	5.77%	14,628	83,268	183,120	170,000	854,330	14,24%	819,108	35,272	17,612
2	川崎市	73,451	27,857	21.45%	116,400	6,367	6.36%	13,782	403,577	183,328	180,000	824,824	13.75%	782,089	32,735	41,671
3	横浜狭山市	80,520	32,281	20.35%	132,488	9,646	9.64%	24,185	453,827	183,328	170,000	807,113	13.45%	742,973	64,140	63,262
4	平塚市	91,242	36,034	21.94%	150,915	7,701	7.70%	14,164	491,023	188,994	170,000	858,006	14.20%	827,292	30,714	50,739
5	鎌倉市	86,064	37,994	22.68%	137,205	16,542	16.54%	39,893	403,089	217,756	170,000	868,649	14.46%	788,355	100,294	87,959
6	藤沢市	84,200	35,203	20.91%	139,893	9,630	9.63%	18,698	443,223	197,866	170,000	800,628	13.24%	762,213	38,415	48,928
7	小田原市	83,428	32,037	21.86%	143,330	0	0	0	467,210	184,126	170,000	821,335	13.09%	821,335	0	20,000
8	茅ヶ崎市	83,289	35,519	20.00%	136,805	12,002	12.00%	28,152	466,488	207,716	170,000	838,204	13.97%	767,555	70,649	77,590
9	逗子市	79,182	30,025	26.58%	129,195	6,570	6.57%	7,880	404,622	183,328	182,360	712,315	13.27%	716,895	-4,580	10,398
10	相模原市	74,960	28,619	24.75%	128,225	0	0	0	417,725	193,118	184,330	721,600	12.03%	721,600	0	908,735
11	三浦市	88,229	38,790	20.45%	151,733	5,739	5.73%	10,959	463,078	197,196	182,360	822,622	13.71%	799,183	23,439	40,354
12	秦野市	79,720	30,207	26.62%	136,558	0	0	0	442,980	171,601	185,320	779,908	13.00%	779,908	0	20,000
13	厚木市	81,261	28,378	25.34%	132,188	2,795	2.79%	6,907	430,540	190,228	184,330	726,256	12.10%	704,275	21,981	24,856
14	大和市	72,615	27,240	17.01%	116,865	0	0	0	408,815	183,948	181,610	652,365	10.67%	652,365	0	841,365
15	伊勢原市	72,224	28,590	22.15%	122,972	0	0	0	380,124	184,648	180,000	665,022	11.08%	665,022	0	854,222
16	海老名市	76,200	30,590	26.70%	132,560	0	0	0	396,056	188,648	184,330	699,260	11.65%	699,260	0	876,050
17	座間市	80,570	29,119	26.22%	134,900	0	0	0	431,370	160,110	184,330	734,950	12.25%	734,950	0	923,370
18	南足柄市	85,408	32,340	26.01%	145,750	0	0	0	428,444	199,828	187,010	725,640	12.09%	725,640	0	915,044
19	茅ヶ崎市	72,159	33,948	31.75%	121,010	16,272	16.27%	37,287	332,208	184,848	170,000	737,057	12.28%	642,935	84,122	806,925
20	寒川町	68,210	35,779	26.89%	132,430	-1,560	-1.56%	-4,470	349,008	188,728	181,610	667,020	11.45%	703,430	-16,410	823,130
21	綾瀬市	71,715	26,919	20.97%	119,595	0	0	0	407,018	183,716	184,330	697,695	11.03%	697,695	0	896,015
22	大磯町	82,590	35,469	25.10%	143,160	0	0	0	439,846	194,906	182,110	786,910	13.24%	786,910	0	933,840
23	二宮町	87,125	29,979	26.40%	145,495	0	0	0	451,128	183,978	184,330	749,495	12.49%	749,495	0	941,095
24	中井町	83,174	20,829	22.51%	126,515	0	0	0	434,126	183,222	182,110	649,515	10.83%	649,515	0	828,515
25	大井町	40,146	21,128	17.60%	78,881	0	0	0	214,527	132,629	180,000	449,256	7.49%	449,256	0	580,856
26	松田町	86,855	32,685	26.24%	145,783	0	0	0	424,056	178,126	184,330	740,768	12.25%	740,768	0	927,005
27	山北町	100,000	24,449	16.91%	141,440	0	0	0	415,008	199,740	188,910	603,740	10.06%	603,740	0	757,740
28	開成町	84,966	32,369	24.78%	142,169	0	0	0	448,166	171,086	187,410	757,019	12.52%	757,019	0	962,876
29	箱根町	73,625	23,093	22.72%	119,512	9,306	9.30%	22,983	408,628	183,146	182,110	669,177	11.15%	596,076	73,101	765,676
30	真鶴町	80,769	26,740	20.14%	147,637	0	0	0	423,538	183,696	170,000	754,433	12.57%	754,433	0	912,233
31	湯河原町	74,651	29,297	18.44%	122,360	4,104	4.10%	11,304	412,000	180,880	180,910	678,860	11.31%	638,756	40,104	820,360
32	愛川町	81,028	32,038	24.20%	137,332	13,247	13.24%	29,157	461,628	180,134	181,610	773,482	12.89%	683,385	80,097	894,385
33	清川町	96,219	16,279	26.78%	99,281	1,784	1.78%	3,497	331,288	185,464	170,000	596,732	9.95%	587,492	9,240	753,872
単純平均		78,782	29,847	26.37%	134,001	3,816	3.81%	8,185	424,838	183,368	184,610	734,674	12.24%	713,665	21,009	892,278

(5) 2023年度【4人世帯 (45歳夫婦・子ども5歳未満)】の保険料(税)  
 (負担率) = 世帯所得に対する保険料(税) 負担率  
 (基礎控除額) = 43万円 計算  
 (4人世帯所得200万円)  
 世帯分 支部分 介部分 介部分 年間保険料 負担率 2022年 前年度比  
 (資産総額) = 5万円 として設定  
 (4人世帯所得400万円)  
 世帯分 支部分 介部分 介部分 年間保険料 負担率 2022年 前年度比  
 (2022年) = 札幌市 塩浜市 村西町 関係調査による  
 世帯分 支部分 介部分 介部分 年間保険料 負担率 2022年 前年度比  
 (4人世帯所得800万円)  
 世帯分 支部分 介部分 介部分 年間保険料 負担率 2022年 前年度比  
 (2023年度) = 22万円 設定

2023年	【4人世帯所得200万円】						【4人世帯所得400万円】						【4人世帯所得800万円】											
	世帯分	支部分	介部分	介部分	年間保険料	負担率	世帯分	支部分	介部分	介部分	年間保険料	負担率	世帯分	支部分	介部分	介部分	年間保険料	負担率						
1	札幌市	57,055	18,050	12,790	87,095	8.70%	83,587	4,318	174,027	54,719	50,094	280,830	14.04%	287,281	13,549	598,877	28,103	513,675	160,828	170,000	844,500	14.08%	809,727	34,773
2	川崎市	50,755	22,546	13,308	95,610	9.56%	89,739	5,871	189,644	64,427	47,327	247,417	14.06%	267,427	13,820	542,553	24,720	478,230	182,014	182,336	810,672	13.51%	777,553	33,120
3	横浜須賀	85,200	34,158	29,351	148,727	14.87%	138,898	9,829	179,848	72,284	65,582	317,712	15.88%	293,235	24,477	539,893	51,976	463,285	187,039	170,000	820,298	13.67%	757,793	64,505
4	平塚市	98,410	38,764	31,240	168,414	16.84%	159,833	8,601	203,268	80,578	69,066	352,896	17.84%	337,292	15,604	620,945	24,006	595,147	202,454	170,000	877,601	14.63%	845,087	32,514
5	鎌倉市	91,023	37,865	30,015	159,003	15.90%	148,443	10,560	186,307	78,181	64,802	329,351	16.47%	309,165	20,186	562,410	83,202	466,305	193,330	170,000	819,588	13.86%	779,313	40,275
6	藤沢市	88,289	34,225	27,866	151,379	15.15%	145,379	6,000	187,454	72,509	61,956	322,022	16.10%	322,022	0	584,513	33,270	478,301	188,580	170,000	837,434	13.96%	837,434	0
7	小田原市	88,539	37,715	30,003	156,257	15.63%	143,290	13,000	188,209	79,758	68,363	332,327	16.62%	303,335	28,992	588,605	58,102	478,889	206,116	170,000	853,104	14.22%	781,405	71,689
8	茅ヶ崎市	85,402	32,855	28,568	144,415	14.44%	136,870	7,445	173,378	65,918	57,248	296,535	14.83%	287,255	9,280	525,445	5,170	417,293	159,896	162,385	729,615	12.16%	732,445	-2,830
9	厚木市	81,225	31,110	24,755	137,100	13.71%	137,100	0	189,785	64,910	53,765	288,450	14.42%	288,450	0	529,350	0	403,465	164,116	144,765	739,350	12.32%	739,350	0
10	相模原市	95,129	42,860	30,453	168,272	16.83%	162,268	6,004	194,770	86,079	63,780	344,642	17.23%	333,163	11,479	596,333	18,689	478,970	204,996	162,385	844,222	14.57%	820,133	24,089
11	三浦市	85,200	32,257	28,621	144,158	14.42%	144,158	0	179,868	68,127	58,241	305,928	15.30%	305,928	0	568,308	0	454,080	178,707	165,327	795,108	13.25%	795,108	0
12	秦野市	87,107	30,447	25,345	142,978	14.30%	140,975	2,003	179,307	62,598	54,632	296,538	14.83%	289,459	7,079	527,449	14,797	422,388	154,366	146,461	742,245	12.37%	720,049	22,197
13	厚木市	77,415	29,040	17,010	123,465	12.35%	123,465	0	163,018	60,940	38,770	259,725	12.99%	259,725	0	476,865	0	418,418	155,546	91,610	665,565	11.09%	665,565	0
14	大和市	77,474	30,540	22,158	130,172	13.02%	130,172	0	188,844	63,340	48,218	270,522	13.53%	270,522	0	490,222	0	284,224	114,540	91,468	679,422	11.32%	679,422	0
15	伊勢原市	85,125	32,965	25,770	140,860	14.08%	140,860	0	167,696	67,220	55,050	289,860	14.49%	289,860	0	519,860	0	297,900	119,390	92,570	715,860	11.93%	715,860	0
16	海老名市	86,670	31,210	25,220	143,100	14.31%	143,100	0	178,818	65,070	54,710	298,050	14.90%	298,050	0	541,350	0	321,570	118,310	97,470	751,350	12.52%	751,350	0
17	座間市	91,727	34,775	28,001	154,513	15.45%	154,513	0	185,076	69,787	58,843	311,704	15.59%	311,704	0	547,165	0	441,299	164,796	137,071	743,165	12.39%	743,165	0
18	津久井市	77,559	36,423	31,175	144,517	14.52%	128,273	16,885	159,429	75,646	67,975	303,052	15.15%	284,785	38,267	476,660	75,322	286,698	138,988	128,178	752,807	12.55%	657,460	85,347
19	葉山町	78,435	38,445	28,880	138,770	13.88%	140,220	-1,480	149,000	78,620	57,500	285,200	14.26%	289,510	-4,310	527,030	-10,210	293,510	192,070	81,240	702,820	11.71%	719,030	-16,210
20	秦川町	76,415	28,610	20,970	125,995	12.60%	125,285	710	161,418	60,910	47,370	269,695	13.48%	269,695	0	503,495	0	297,415	113,110	92,970	503,495	11.58%	503,495	0
21	綾瀬市	88,715	38,710	25,110	152,535	15.25%	152,535	0	182,744	80,360	55,310	318,410	15.82%	318,410	0	579,660	0	328,090	145,640	94,110	805,660	13.43%	804,200	1,460
22	大磯町	93,525	32,320	28,400	154,245	15.42%	154,245	0	190,766	65,530	58,600	314,895	15.74%	314,895	0	559,895	0	338,920	115,000	91,400	766,995	12.78%	766,995	0
23	二宮町	89,424	22,473	22,518	134,415	13.44%	134,415	0	181,374	45,109	47,478	273,955	13.70%	273,955	0	486,315	0	438,424	106,828	122,118	665,315	11.09%	665,315	0
24	中井町	40,146	21,128	17,607	78,881	7.89%	78,881	0	84,171	47,228	38,107	169,506	8.48%	169,506	0	317,656	0	153,921	91,828	71,907	449,256	7.49%	449,256	0
25	大井町	93,730	35,165	26,243	155,158	15.52%	155,158	0	187,148	72,748	55,082	314,974	15.75%	314,974	0	556,718	0	437,785	181,120	104,442	759,518	12.66%	759,518	0
26	松田町	106,840	26,800	16,910	149,240	14.92%	149,240	0	184,204	48,900	34,110	277,300	13.87%	277,300	0	465,340	0	428,590	103,840	88,910	619,340	10.32%	619,340	0
27	山北町	91,796	34,300	24,793	151,119	15.15%	151,119	0	188,198	71,680	58,763	312,639	15.63%	312,639	0	562,319	0	338,198	128,190	97,843	775,719	12.93%	775,719	0
28	開成町	76,518	24,500	22,792	125,940	12.59%	116,241	9,699	164,468	51,581	40,364	265,395	13.27%	241,944	23,451	438,746	49,086	309,408	94,215	93,212	682,032	11.37%	688,346	73,688
29	裾野町	96,004	28,822	30,184	157,110	15.71%	157,110	0	197,016	57,921	64,878	319,873	15.99%	319,873	0	567,182	0	344,724	100,864	82,604	773,378	12.89%	773,378	0
30	真鶴町	80,101	31,417	18,442	129,960	13.00%	125,556	4,404	167,181	65,487	38,772	272,420	13.62%	261,116	11,304	472,556	25,704	422,901	165,197	95,892	694,060	11.57%	653,956	40,104
31	湯河原町	86,578	34,164	24,220	144,962	14.50%	130,855	14,147	181,588	71,984	52,570	306,062	15.30%	275,465	30,597	507,555	58,147	462,878	184,434	141,700	788,782	13.15%	708,885	81,897
32	愛川町	58,213	16,278	9,789	99,281	9.93%	97,497	1,784	122,446	45,389	60,431	218,267	10.91%	214,294	3,973	410,282	7,689	331,988	95,464	170,000	596,732	9.95%	587,492	9,240
33	清川村	83,075	31,588	24,824	139,467	13.95%	135,571	3,950	173,930	66,419	54,981	295,371	14.77%	286,629	8,741	523,671	16,599	434,918	167,240	146,200	748,354	12.47%	727,017	21,337
平均		84,655	30,384	22,771	141,810	14.15%	136,441	5,369	178,567	68,478	57,613	305,952	14.40%	297,910	8,042	513,258	24,420	447,124	187,254	170,000	773,378	12.99%	773,378	0

2. 賦課限度額、3. 応能：応益比率、4. 1人当たり保険料（税）額

自治体	賦課限度額			応能：応益比率	1人当たり保険料(税)額 単位(円)		
	医療分	支援分	介護分		2023年度	2022年度	差額
1 横浜市	65万円	22万円	17万円	60:40	118,283	112,310	5,973
2 川崎市	65万円	22万円	17万円	60:40	158,930	139,205	19,725
3 横須賀市	65万円	22万円	17万円	50:50	100,954	98,183	2,771
4 平塚市	65万円	22万円	17万円	54.75:45.25	109,756	106,841	2,915
5 鎌倉市	65万円	22万円	17万円	60:40	134,157	124,297	9,860
6 藤沢市	65万円	22万円	17万円	56:44	119,398	110,037	9,361
7 小田原市	65万円	22万円	17万円	55:45	101,394	93,833	7,561
8 茅ヶ崎市	65万円	22万円	17万円	55:45	118,268	109,258	9,010
9 逗子市	65万円	22万円	17万円	55:45	110,440	108,773	1,667
10 相模原市	65万円	22万円	17万円	54:46	105,293	101,038	4,255
11 三浦市	65万円	22万円	17万円	55:45	116,071	111,346	4,725
12 秦野市	65万円	22万円	17万円	-	未定	98,257	
13 厚木市	65万円	22万円	17万円	52:48	100,334	99,691	643
14 大和市	65万円	22万円	17万円	未定	96,864	97,996	-1,132
15 伊勢原市	65万円	22万円	17万円	53:47	-	102,423	
16 海老名市	65万円	22万円	17万円	65:35	123,765	122,635	1,130
17 座間市	65万円	22万円	17万円	54.69:45.31	104,696	104,042	654
18 南足柄市	65万円	22万円	17万円	-	129,795	127,657	2,138
19 葉山町	65万円	22万円	17万円	55:45	134,601	123,158	11,443
20 寒川町	65万円	22万円	17万円	50:50	86,964	88,306	-1,342
21 綾瀬市	65万円	22万円	17万円	未算出	未算出	94,002	
22 大磯町	65万円	22万円	17万円	不明	110,785	115,335	-4,550
23 二宮町	65万円	22万円	17万円	51:49	131,681	133,135	-1,454
24 中井町	65万円	22万円	17万円	50:50	未算定	96,188	同水準見込み
25 大井町	65万円	22万円	17万円	55:45	68,650	65,964	2,686
26 松田町	65万円	22万円	17万円	50:50	未定	112,170	
27 山北町	65万円	20万円	17万円	49:51	未定	未定	
28 開成町	65万円	22万円	17万円	56:44	107,479	116,963	-9,484
29 箱根町	65万円	22万円	17万円	55:45	87,055	83,796	3,259
30 真鶴町	65万円	22万円	17万円	48:52	99,024	102,979	-3,955
31 湯河原町	65万円	22万円	17万円	55:45	88,050	92,001	-3,951
32 愛川町	65万円	22万円	17万円	54.6:45.4	106,000	93,000	13,000
33 清川村	65万円	22万円	17万円	55:45	119,727	124,884	-5,157
単純平均	65万円	22万円	17万円		110,682	104,446	3,028

※ 1人当たり保険料(税)額の2022年度の未集約自治体の額は、2022年度県社保協調査による。



## 5.国保会計について

自治体	剰余金見込み額(千円)			国保会計基金残高(千円)			法定外繰入予算額(千円)		
	2022年度 見込み額	2021年度 次期繰越金	差額	2022年度 見込み額	2021年度 次期繰越金	差額	2023年度	2022年度	差額
1 横浜市	未定	未定		5,003,798	4,002,899	1,000,899	2,854,600	6,578,502	-3,723,902
2 川崎市	330,559	未定		2,613,617	3,245,460	-631,843	3,250,458	3,399,813	-149,355
3 横須賀市	825,073	1,068,886	-243,813	316,430	100,021	216,409	257,598	268,675	-11,077
4 平塚市	120,000	169,679	-49,679	330,047	313,047	17,000	192,000	192,000	0
5 鎌倉市	201,982	300,000	-98,018	799,639	724,858	74,781	236,192	306,192	-70,000
6 藤沢市	796,058	998,158	-202,100	1,006,192	1,006,159	33	972,284	778,675	193,609
7 小田原市	未定	未定		未定	565,748		246,804	282,867	-36,063
8 茅ヶ崎市	434,122	603,921	-169,799	735,223	532,186	203,037	107,513	110,946	-3,433
9 逗子市	149,498	20,000	129,498	346,904	196,904	150,000	144,764	164,764	-20,000
10 相模原市	未定	未定		2,130,218	2,004,008	126,210	967,000	941,000	26,000
11 三浦市	-4,000	0	-4,000	91,000	14,890	76,110	40,333	52,178	-11,845
12 秦野市	未定	6,521		未定	170,283		未定	93,707	
13 厚木市	62,098	100,000	-37,902	703,248	903,121	-199,873	137,819	0	137,819
14 大和市	未定	未定		未定	-		不明	871,368	
15 伊勢原市	-	-		542,080	674,087	-132,007	342,000	267,000	75,000
16 海老名市	100,000	100,000	0	114,988	159,392	-44,404	506,119	360,170	145,949
17 座間市	未定	不明		800,000	70,557	729,443	0	219,144	-219,144
18 南足柄市	10,000	10,000	0	282,489	263,490	18,999	0	7,401	-7,401
19 葉山町	123,000	73,047	49,953	45,301	82,301	-37,000	130,000	100,000	30,000
20 寒川町	144,432	179,698	-35,266	510,600	562,162	-51,562	25,739	26,992	-1,253
21 綾瀬市	10,000	10,000	0	28,016	27,016	1,000	581,503	381,194	200,309
22 大磯町	37,187	60,946	-23,759	168,584	159,650	8,934	0	0	0
23 二宮町	51,673	60,566	-8,893	132,900	130,491	2,409	0	0	0
24 中井町	9,000	5,000	4,000	152,000	172,916	-20,916	40,000	10,000	30,000
25 大井町	26,027	45,777	-19,750	252,055	336,032	-83,977	0	0	0
26 松田町	29,293	37,943	-8,650	385,308	350,305	35,003	0	0	0
27 山北町	未定	未定		未定	8,400		未定	0	
28 開成町	82,644	75,236	7,408	239,714	237,714	2,000	8,280	8,048	232
29 箱根町	81,237	55,000	26,237	94,281	136,280	-41,999	0	0	0
30 真鶴町	30,000	55,226	-25,226	115,661	86,814	28,847	0	0	0
31 湯河原町	69,633	130,000	-60,367	803,344	803,131	213	0	0	0
32 愛川町	未定	未定		2,896	18,897	-16,001	228,543	190,817	37,726
33 清川村	16,449	19,836	-3,387	48,213	39,073	9,140	0	0	0
合計	3,735,965	4,185,440	-773,513	18,794,746	18,119,729	1,440,885	11,269,549	15,067,691	-3,376,829

※ 2021年度次期繰越金と国保会計基金残高の2021年度、法定外繰入予算額の2022年度は、2022年度県社保協調査による。

※鎌倉市2022年度剰余金見込み額は確定値ではない。

事務連絡  
令和5年6月20日

厚生労働省保険局国民健康保険課 御中

神奈川県健康医療局保健医療部医療保険課

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る要望書について（送付）

日頃から、市町村及び都道府県の行う国民健康保険事業の運営にあたりましては、財政支援や助言指導等をいただき、感謝申し上げます。

さて、神奈川県においては、国民健康保険事務及び後期高齢者医療制度事務における課題解決に向けた協議の場として、令和5年5月26日に、国民健康保険・後期高齢者医療制度主管課長等会議を開催しました。同会議の中で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望事項をとりまとめ、厚生労働省へ提出することについて全会一致で承認となったため、別添のとおり、要望書を送付いたします。

本要望書については、特に回答を求めるものではありませんが、非常に重要な課題と考えておりますので、今後の厚生労働省における事業展開において、参考としていただきますよう要請する次第です。

なお、要望内容は、後期高齢者医療制度にも関わるものであることから、関係所属に御展開いただきますよう、お願いいたします。

問合せ先

保険者指導グループ 岩田

電話 (045)210-1111 内線 4884

電子メール ouhuku-kokuhoshidou@pref.kanagawa.lg.jp



## 従来型（紙）健康保険証の存続を求める意見書

政府は、マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだいわゆる「マイナ保険証」の普及のため、2024年秋から従来型（紙）健康保険証を原則廃止するとしている。

しかし、昨今マイナンバーカードをめぐるトラブルが続出し、その中には、マイナ保険証に別人の個人番号が誤登録されているケースが7,312件あったことが明らかになっており、マイナ保険証に対する国民の不安が広がっている。

厚生労働省はマイナンバーカードを取得しない人に対しては、保険証の代わりとなる資格確認書を発行する方針を明らかにしているが、これまで各健康保険組合や市町村などの保険者が、被保険者に対し健康保険証を発行、送付していたものが、被保険者が申請しないと交付されなくなり、マイナ保険証を取得しない人は資格確認書の取得、更新の手続を強いられることになる。また、保険料を支払っている人でも申請を失念した場合、医療機関の窓口で資格喪失や無保険扱いとなることが懸念される。

こうしたことから、マイナンバーカードの任意取得の原則に照らしても、従来型（紙）健康保険証の原則廃止は妥当ではない。

よって、本市議会は、政府に対し、従来型（紙）健康保険証の存続を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月21日

内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣 殿  
厚 生 労 働 大 臣  
デ ジ タ ル 大 臣

座間市議会議長 荻原健司



各掲載での判決について報告する「結婚の自由をすべての人に」訴訟の弁護団の人たち(21日、衆院第1議員会館)

### 「社会はど」

「大阪も今後『違憲』となる可能性に言及している。国会は今すぐにも立法すべきだ」と訴えました。  
愛知訴訟弁護団の水

## 紙の保険証存続求める

### 神奈川 座間市議会が意見書

### 自民が反対

神奈川 座間市議会は21日、第2回定例会で「従来型(紙)健康保険証の存続を求める意見書」を可決しました。提案にあたって、日本共産党の守谷浩一市議団長が賛成者にな

りました。採決で自民党だけが反対しました。意見書は、マイナカードに健康保険証機能を組み込んだ、いわゆる「マイナ保険証」をめぐるトラブルが続出し、国民の不安が広がっていると指摘。任意取得の原則に

照らしても、従来型(紙)保険証の原則廃止は妥当ではないとして、存続を求めています。守谷氏は「議会でもマイナバーカードの問題点を指摘してきました。一度立ち止まって制度を見直すべきだ」とコメントしました。

## ラジオ番組 批判の声殺到

### マイナバーカードを

巡り、トラブルが続発し、政府は「総点検本部」を設置することを決めましたが、21日のTBSラジオ「森本毅郎スタンバイ」には、視聴者から、「全面的に見直し」と批判が殺到しました。

「トークファイル」のコーナーで視聴者から寄せられた意見を紹介。マイナバーを進めながら総点検するという政府の方針について、「アクセスを踏んだ状態で、プレーキをかけるようなもの」「ブレーカーを切らないで、電氣をつける」と、みんな感電しちゃう「登山だったら、あと

## マイナカード立ち止まれ

100%でも危険があれば立ち戻る。(このまま進めば) 遭難してしまおうなどたとえながら、疑問を呈しました。「霞が関官僚」の机上と現場の乖離(かいり)、「ここまでくると笑えてくる」という声の一方、聴く耳を持たず進める政府に対し、「まるで太平洋戦争の日本みたい。走りだすと止まらない。決まったら、立ち止まることのできない古い体質」とバツサリ。茨城真ひたちなか市のシステムエンジニアの男性は、「消えた年金問題を指摘、政府には能力がない。全面的に見直すべきだ。」(藤沢忠明)

## 大軍拡ノ

### 国会閉会受け

東京・江戸川区の男性は、マイナバーに29項目も情報が入りこんでいることをあげ、「どこまで(国民を)監視するのか。全容を国民に示せ。莫大(もくだい)な力ネを使って利便性ばかり強調するが、国民監視の体制が心配」とのべました。「税金の無駄遣い」裏金をもらっているんである。おいしい天下り先もある」という声も多々、神奈川県の男性は、「総点検の間、運用を止めるのが大前提。なぜここまでやるのか。大きな利権が隠されていると疑問に思う。」  
政府が国民の声を耳を傾けることを。(藤沢忠明)

## 核抑止でなく核兵器廃絶を

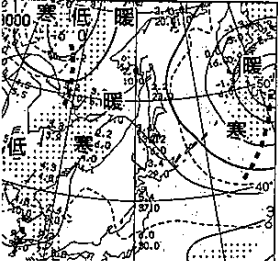
### 日本被団協総会が閉会

日本原水爆被害者団体協議会は21日、東京都内で21日目の総会を開き、2023年度の運動方針を決め、日本被団協総会が閉会

人々と歩み続けるなどとした総会決議と、特別決議「核抑止でなく核兵器廃絶を」を採択しました。次年度の総会を



角的に議論し、次年度の総会で提起する予定です。参加者からは、被爆者以外の代表理事を選出できるように、規定の改定を求める声が複数人から出されました。被爆2世から、健康不安が出され、援護施策の早期改正を求める声があがりました。広島代表が「黒い雨」被害者の被爆者健



気圧変化に注意  
梅雨や台風の時  
期になると体調が  
優れないことが多い  
雨や曇りの日が多い

## マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する要望書

国会で可決された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)等の一部を改正する法律」においては、マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、従来の健康保険証を原則廃止するとともに、マイナンバーカードでオンライン資格確認を受けることができない状況にある者に対しては被保険者本人等の申請に基づき、資格確認書を交付するという内容が盛り込まれました。

マイナンバーカードの健康保険証利用については、資格喪失後の健康保険証の使用や被保険者番号の誤記による過誤請求の事務処理負担(資格喪失や異動後の資格情報の照会、医療保険者間調整、本人への請求等の事務作業)が減少するという医療保険者及び保険医療機関等の事務負担軽減につながるのと同時に、本人の同意に基づく「特定健診結果情報」や「調剤情報」の閲覧を通じて、適正な医療を提供することにつながるという利便性(メリット)があるとされています。

しかしながら、マイナンバーカードの健康保険証利用を支えるオンライン資格確認等システムでは、情報集約システムからの連携において、資格適用日が健康保険証交付日となっていることや被用者保険側の資格取得喪失手続きの遅れの結果、資格の空白期間や資格相違が生じている事象のほか、医療機関において、レセプトコンピュータの仕様により、オンライン資格確認等システムでは正しい情報を提供しているにもかかわらず、レセプトコンピュータ上では正しい負担割合等を取得できない事象など改善を要する障害が発生していることに加え、マイナンバーカードの健康保険証利用にあたり別人の個人番号が登録され、他人の個人情報閲覧できる状況が生まれるなど、利便性を発揮する以前に解決すべき課題がいくつか見られるところ です。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用の条件となる、全保険医療機関等におけるカードリーダーやオンライン資格確認等システムの導入についても、神奈川県では令和5年6月4日現在で70.4%に留まっており、またシステムの導入が免除される保険医療機関等もあります。こうした中で、全被保険者がマイナンバーカードと健康保険証の一体化をしても、保険医療機関等で資格確認ができず、保険診療を受けることができない事態が生ずる可能性があります。

改正法では、保険診療を確実に受けることができるよう資格確認書を交付するとしていますが、その具体的な交付手続きについて、本人申請を原則としながら、申請勧奨に応じない場合、或いは、高齢者や乳幼児等の資格確認書の申請が困難と思われる者で、家族や施設職員等の代理申請が見込めない場合には、保険者の判断により職権で交付ができる仕組みとするとしており、保険者は、勧奨対象者抽出や申請勧奨など、全ての被保険者が保険診療を確実に受けるようにするために、新たに業務が発生することになります。あわせて、被保険者にも毎年申請をするという新たな負担が生じることとなります。

また、資格適用適正化では、多くの国民健康保険組合で行っている健康保険証更新時の資格適用確認作業ができなくなり、有資格者の適用外れや無資格者の適用などの事態が生じる可能性もあります。

特に、国民健康保険は国民皆保険制度を支える制度であり、他の公的医療保険等に属しない74歳までの全ての者が加入し、75歳以上は原則、後期高齢者医療制度に加入します。マイナンバーカードと健康保険証の一体化を行っていない等の理由で、保険医療機関等において保険診療を受けることができない事態はあってはならないと考えます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う健康保険証の廃止にあたり、国民健康保険制度及び後

期高齢者医療制度の円滑かつ安定的な運営の確保に向け、次の事項について、国において、速やかに対応いただきますよう要望します。

- 1 オンライン資格確認等システムにおける次の障害について、速やかに改善を図ること。また、障害に係る情報については、医療保険者及び医療機関等へ、速やかに情報提供すること。
  - (1) 情報集約システムにおける資格適用日が健康保険証交付日となる事象
  - (2) 医療機関のレセプトコンピュータにおいて誤った情報を取得する事象
- 2 医療保険者が異なる個人番号を登録しないよう、登録システムについて抜本的な見直しを行い、再発が生じないようにすること。
- 3 マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者に対する「資格確認書」の交付については、医療保険者が申請勧奨によらずとも、交付対象者を抽出し、交付できる仕組みとするなど、被保険者が保険医療機関等において、切れ目なく、確実に保険診療を受けるものとするを基本に、医療保険者に新たな事務負担が生じないものとする。
- 4 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組みを進めるにあたっては、国民・被保険者、保険医療機関、医療保険者に新たな事務負担や混乱が生じないようにすること。
- 5 保険者におけるシステム改修による新たな負担や保険医療機関等において混乱が生じないように、資格確認書の様式は、現行の健康保険証に準じたものとする。
- 6 現行のマイナンバーコールセンターの拡充など、国において、オンライン資格確認等システムを含む、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る被保険者からの問合せに対応するコールセンターを開設すること。また、全国で統一的な回答を行うため、コールセンターにおいて使用するFAQを医療保険者と共有すること。

令和5年6月20日

厚生労働省保険局長 様

神奈川県国民健康保険・後期高齢者医療制度主管課長等一同

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市  
小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市  
伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市  
葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町

開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村  
神奈川県医師国保組合、神奈川県歯科医師国保組合  
神奈川県食品衛生国保組合、神奈川県薬剤師国保組合  
神奈川県建設業国保組合、神奈川県建設連合国保組合

神奈川県後期高齢者医療広域連合

神奈川県

# 国保と後期高齢者医療保険のアンケートからみた加入者の実態と今後の課題

## 社会保障推進千葉県協議会

### 1. はじめに

千葉県社保協は「国保・後期高齢者医療保険の実態調査アンケート」（2月15日～3月31日）を行い、全体では1082人で、国民健康保険572人、後期高齢者医療保険510人から回答を戴きました。

このアンケートを実施した団体は県内の民主商工会、新日本婦人の会、年金者組合、生活と健康を守る会、農民連の5団体と地域の社保協で、県社保協として、国民健康保険（『国保』）・後期高齢者医療保険（『後期』）での「アンケート」は初めてです。

いま、①3年半を越す新型コロナ感染による影響②所得格差による暮らしの困難③食料品・原材料、電気代等の高騰などのもとで、『国保』『後期』の加入者は、組合健保や協会けんぽに比べて大変高い保険料（税）が課せられており、加入者の実態と声を聞くことが大変重要と考えたからです。

『国保』と『後期』の加入者は、高齢者が多く、『国保』では非正規などの被用者と無職の人、『後期』では無職で年金生活者がそれぞれ多数となっています。こうした加入者の保険料（税）の負担の重さ、支払いの困難、そして、マイナ保険証の導入・健康保険証の廃止、また社会保険料の負担増の動きもあり、加入者の実態をきちんと把握し、適切な対応策を検討・実施することが緊急に求められています。

### 2. アンケートに見える加入者の深刻な実態

「保険料が高い」…『国保』で82.8%、『後期』では78.0%

『国保』では保険料（税）が「高い」82.8%、「普通」10.9%、「安い」0.9%、「わからない」5.4%です。『後期』では保険料が「高い」78.0%、「普通」15.2%、「安い」1.2%、「わからない」5.7%です。

「保険料の支払い」では「無理して支払い」…『国保』で53.8%、『後期』では46.9%

『国保』では保険料（税）の支払いが、「無理なく支払い」43.1%で、「無理して支払い」53.8%にもなり、「滞納している」人も3.0%います。『後期』では「無理なく支払い」52.7%、「無理して支払い」46.9%、「滞納している」0.4%です。

「無理して支払い」では「生活費を削って」…『国保』で61.8%、『後期』では50.6%

『国保』では「無理して支払って」いる人のなかで「生活費を削って」が61.8%、「預金を取り崩して」21.1%、「事業にあてる経費を削って」も14.3%おり、「家族・親族などの支援で」との回答も5.0%になります。今後の支払いについては「無理なく」は23.1%で、「無理すれば」70.1%、「滞納せざるを得ない」は6.3%にものぼります。

『後期』では「無理して支払って」いる人のなかで、「生活費を削って」が50.6%おり、「預金を取り崩して」26.3%、「家族・親族などの支援で」6.4%、「事業にあてる経費を削って」も6.0%います。今後の支払いについては「無理なく」は26.7%で、「無理すれば」61.8%、「滞納せざるを得ない」は7.5%にものぼります。

「くらしや健康で困っていること」…『国保』では「食費・光熱費など」49.5%、「税金の支払い」39.4%、『後期』では「食費・光熱費など」45.7%、「老後の暮らし」39.4%、

『国保』では「くらしで困っていること」は、「食費・光熱費など」49.5%、「税金の支払い」39.4%、「老後の暮らし」36.5%、「国保・年金等保険料の支払い」が33.3%です。

『後期』では「食費・光熱費など」45.7%、「老後の暮らし」39.4%、「病気」30.2%、「税金の支払い」20.0%、「保険料の支払い」16.8%、「介護」12.2%となっています。

「病気になった時、治療費が心配でかかれない」…『国保』で4.7%、『後期』でも3.1%、『国保』では「病気になった時、病院にかかれますか」との質問には、「かかれる」93.1%、「治療費が心配でかかれない」4.7%、「仕事が休めず、受診できない」3.9%となっています。

『後期』では、「かかれる」96.0%、「治療費が心配でかかれない」3.1%、「仕事が休めず、受診できない」1.3%で、「近くに医療機関がなく、受診できない」0.7%、「保険証がなく受診できない」も1人います。

### 550人を超える回答者からの切実な「意見・要望・声」

…「保険料が高すぎる」、「少ない年金、窓口負担2割化はやめて」

アンケートでは「支払いで困っていること」「滞納の支払いで困っていること」「国や自治体に対する要望」の三点について、回答者の意見や声を尋ねました。

全体では550人を超える人から意見・要望などを戴きました。別紙にあるように二つの保険制度に共通して、「保険料・税が高い」「高すぎる」「引き下げて欲しい」「少ない年金で生活が大変」「保険料が天引きされて困っている」との、切実かつ緊急に対応が必要な実態が明らかになっています。「マイナ保険証」について30人近くから「マイナ保険証反対」、「現在の保険証を残して欲しい」などの意見が寄せられています。また、「税金は軍事費に使うのではなく、医療、年金に使って欲しい」などの声もあります。

### 子育て世帯の「くらしと健康」の実態調査を

県社保協が実施した自治体対象の「2022年国保アンケート」では資格証明書発行世帯のなかで、18歳未満の人が1083人います。

県の『千葉県子ども生活実態調査』（令和元年実施）では、全体の6.9%を占める困窮層のうち、「子どもを医療機関で受診させた方がよいと思ったが、実際に受診させなかったこと」が「あった」が、小学校保護者では20.2%、中学校保護者では26%にのぼります。その理由として小学校保護者では「公的医療保険に加入しておらず、支払いができないため」が5.4%、「公的医療保険に加入していたが、自己負担金を支払うことができないため」は10.8%になり、中学校保護者では、それぞれが5.0%と5.0%です。加入者の中の子育て世帯の「くらしと健康」の実情を調べて対応するよう求めてゆく必要があります。

## 3.自治体は加入者の「くらしと健康、働き方」の実態調査と対策を

『国保』は『千葉県国保運営方針』の「策定の背景」にあるように、「日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤であり」、「無職者・非正規雇用労働者等の低所得者の加入者が多い、年齢構成が高いこと等により医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重い」といった「問題を抱えて」いる制度です。

『後期』では、昨年10月からの窓口の2割負担化、さらに低い年金からの天引きによる「徴収」が、多くの加入者の暮らしを困難にしています。今後、団塊の世代に始まる『国保』から『後期』への加入が増えるなか、『後期』についても『国保』とひと続きのものとして考えていくことが必要です。

二つの制度は、憲法が定めた地方自治、住民自治の制度です。県と市町村が加入者のくらしと働き方、健康の実態や滞納者の実情などを調査し、社会保障としての制度にしていくことが緊急・切実に求められています。

以上

～特徴的なコメント～

◆Q6-②-支払いで困っていること（無理して支払い）

<国保コメント>

- ・少ない年金から介護保険料、国保料、所得税、住民税を天引きされ、手元に少なく、生活が厳しい。均等割は、0才からとられ、内訳も後期高齢者支援金分と介護分とは、あまりにもひどい。公費負担を強く求める。(70-74才：無職)
- ・ムリなく支払いできる年金をもらっていないのに、差し引かれるので（高い）本当は、大変です。今後いつ滞納することになるかもわからない。(70-74才：無職)
- ・いつもスーパーで値引き品ばかり買って切り詰めている。電気代の値上げも、便乗値上げ(広告費等)まで消費者が負担するのはおかしい。(70-74才：無職)
- ・とにかく額が多い。他の色々なものが値上げされているので、生活費が多くかかる。全体的に見れば収入は変わらずか、下がる(年金なので)のに支出(税金、生活、ガス、電気、etc.)が多くなるので、全体的には家計はマイナスになる。結局、生活費、光熱費を削ることになる。年寄り早く死ねということですか？(70-74才：無職)

◆Q6-③-支払いで困っていること（滞納）

<国保コメント>

- ・1回分、納期の支払い額が多すぎて保険と税金支払い額が重なると、生活する資金に響く安くしてほしい。健康面がきびしい働けない。(40-59才：アルバイト)

◆Q9. 国や自治体への要望

【保険料値下げ・高すぎる】

- ・「国民皆保険制度」になっているのに、保険料を支払うのになぜこんなに苦勞しなければいけないのか。国や自治体は負担軽減のためにもっと努力してほしい。(70-74才：無職)
- ・国保料負担軽減を要望。国保料支払うため、受診抑制が起こっていると聞かすが、あまりに高すぎると思います。(70-74才：無職)
- ・保険料をやすくしてほしい。自己負担分が徐々に上がっている。2割は2倍である。元に戻してほしい。(75才以上：無職)
- ・フルタイムで働いて税をしっかりと納めてきたのに、税金だけで年に60万円にもなる。特に保険料は夫と二人で20万円ほどになり年金は減っていくし…。(75才以上：無職)

【負担割合軽減など】

<国保コメント>

- ・後期高齢者医療保険が、2割(窓口)払いになりました。私はまだ67歳ですが、将来3割になる(後期高齢者医療保険が)のではないかと、危惧しています。また1割に戻してほしいと思っています。(60-69才：会社員・パート)



### <後期コメント>

- ・介護施設に入所中の夫の医療費・介護費が2割負担になり今後は不安。1割負担に戻して欲しい。  
(75才以上：無職)
- ・昨年医療費が倍になり、介護保険料などの税も高く年金では支払えなくなってきました。物価も高く暮らしは非常に苦しい。文化的な楽しみもひかえ、家でじっとしているしかない。岸田政権は高齢者はながいきしなくてよい！と云われているように感じています。  
(75才以上：無職)
- ・私は8月生まれなので、たった1ヵ月半1割負担で、すぐに2割負担になり、くやしく思いました  
(75才以上：無職)
- ・2022.10から窓口負担が2割になり請求額にビックリです。高齢者は、身体機能の低下と共に病気が次々出てきて何か所にも通院が必要になります。保険料は高い上に窓口負担まで倍額にするのは許せません。せめて一割負担に戻して欲しいです。  
(75才以上：無職)

### 【マイナンバー保険証やめて】

- ・紙の保険証を廃止して、マイナンバーカードに強制的に切り替えることには、反対です。高齢化に伴い、忘れることが多くなり、カードを無くすことも考えられます。  
(75才以上：無職)

### 【社会保障充実を】

#### <国保コメント>

- ・軍事費に使うお金を福祉、医療費に回してください(まわせ)命を守ることが一番大切だ、軍事費を増やしても腹いっぱいにならない、かしくもならない、体もよくなる!!  
(70-74才：無職)
- ・高い国保料を払って、なお、窓口負担がゼロになるわけではなく(1割、2割、3割)、病気や事故等の時のために入院費や治療費も別にとっておかなくてはならなかった。国民皆保険制度を守るためにも、保険料引き下げを公費の引き上げをしてもらいたい。  
(70-74才：無職)
- ・夫の年金から引かれているので実感はないが見ると高いと思う。私だけでも介護保険料、住民税など入れると年金の10%以上を軽く超える!!しかも医療費は今3割なのでもっと実質かかっている。夫婦で年金があり贅沢しない生活なので何とかなっているけど、もっと国や県は医療、介護などに予算をつけてほしい。  
(60-69才：無職)
- ・岸田さんは、政治は国民の生活や生命を守る役目を持っていると国会答弁で防衛費の議論の時によく口にします。そうであるならば、高い健康保険料を低く、誰でも受診可能な体制にして欲しい。高齢者に優しい政治をして下さい。  
(70-74才：会社員・パート)
- ・均等割はひどすぎる。18歳以下はやめるべきだと思うが、また収入のない高齢者も均等割を課すべきではない。  
(60-69才：無職)

#### <後期コメント>

- ・国庫負担を増やして国民から保険料をあつめないようにしてほしい。消費税を払い、介護保険料を払い、二重、三重のとられ方、軍事予算ばかりなぜ大幅に増やせるのか、怒っています。  
(75才以上：無職)